

中国四国防衛局管内における地域評価型総合評価方式について

○地域評価型総合評価方式の評価について

「総合評価方式の適用に関する事務処理要領について」（装備施設本部長通知）に基づき、「企業の信頼性・社会性」についての評価項目・点数を以下のとおり加点等を行います。

ア 地域精通度の評価において、特定地域内における同一工種の施工実績（当省工事以外を含む）を「契約金額1億円以上」から「施工実績件数」とし、評価点を加点します。

具体的には、「同一工種工事」の実績が契約金額の大小を問わず、件数に応じて評価点を加点します。なお、記載する工事は公共工事に限らず、民間工事も可能です。

イ 本店、支店、営業所の所在地が特定地域内にある場合は、評価点を加点します。ただし、地域によっては本店の場合のみ評価する場合があります。

ウ 地域貢献度の評価において、地産品の過去の使用状況を評価項目として追加します。

エ 特定地域内の企業を下請に使用する場合は、「請負金額に対する下請業者への発注予定金額の割合」に応じて評価点を加点します。

オ 災害協定等・ボランティア活動による地域貢献度の実績を特定地域に絞り込んで設定し、評価点を加点します。

上記の対象工事については、工事の規模及び内容等を勘案のうえ、決定することとします。